様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 2025年　3月　10日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃみつびしゆーえふじぇいふぃなんしゃる・ぐるーぷ  一般事業主の氏名又は名称 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ  （ふりがな）かめざわ　ひろのり  （法人の場合）代表者の氏名　　亀澤 宏規  住所　〒100-0005  東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  法人番号　4010001073486  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | MUFG Report 2024（統合報告書） | | 公表日 | 2024年　7月　30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ウェブサイト  公表場所：<https://www.mufg.jp/dam/ir/report/disclosure/pdf/ir2024_all_ja.pdf>  記載箇所：Pg.12、Pg.60 | | 記載内容抜粋 | Pg.12『CEOメッセージ』  今後さらにサステナブルに成長していくために、カルチャー改革や人的資本拡充など事業活動全ての基礎になるソフト面の変革に加えて、AI・データ基盤の強化やシステム開発リソースの増強など、より多岐にわたる企業変革にも取り組んでいきます。  Pg.60『企業価値向上のための戦略』  ③AI・データ基盤の強化　めざす姿・戦略の方向性   * AI・データ利活用の浸透・習慣化による「データドリブン経営の実現」、「顧客価値向上」、「生産性向上」 * あらゆる業務でAIが使われ、全社員が日々BIを活用する新たな日常へ   AI・データ基盤を強化し、全社員にAI・データ利活用を浸透・習慣化させる ことにより、データドリブン経営の実現、顧客価値向上、生産性向上をめざし ます。また、AIインテリジェンス活動により幅広い情報収集を行い、先進技術 の探索・利活用を追求します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会決議に基づき策定した内容に基づいて公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 2024年度中間期決算投資家説明会 プレゼンテーション資料 2. MUFG Report 2024（統合報告書） 3. 2023年度決算投資家説明会 プレゼンテーション資料 | | 公表日 | 1. 2024年 11月　18日 2. 2024年　7月　30日 3. 2024年　5月　17日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 公表方法：当社ウェブサイト   公表場所：<https://www.mufg.jp/dam/ir/presentation/2024/pdf/slides2409_ja.pdf>  記載箇所：Pg.23   1. 公表方法：当社ウェブサイト   公表場所：<https://www.mufg.jp/dam/ir/report/disclosure/pdf/ir2024_all_ja.pdf>  記載箇所：Pg.60   1. 公表方法：当社ウェブサイト   公表場所：<https://www.mufg.jp/dam/ir/presentation/2023/pdf/slides2403_ja.pdf> | | 記載内容抜粋 | 1. 2024年度中間期決算投資家説明会 プレゼンテーション資料   『企業変革の加速』AI-Nativeな企業への改革   * データドリブンによる顧客価値の向上 * 事業モデルの改革 * 社員の働き方をかえる   具体的な取り組み：   * オーダーメイドな提案活動：社内データに基づく提案書作成支援、顧客プロファイリング（潜在課題抽出）等 * デジタルチャネルでの顧客体験向上：将来的にAI直接対応も展望したサービス、UI/UX向上支援等 * システム開発業務の効率化：コーディング、成果物作成支援等  1. MUFG Report 2024（統合報告書）   『企業価値向上のための戦略』  　　③AI･データ基盤の強化～主要施策の概要  ①AI・データ基盤  AIの力を最大限に発揮するため、AWS上に蓄積したデータのカバレッジ拡大や基盤強化に取り組みます。これによりデータ分析の質・量を向上させ、サービスや収益力、リスク管理などを向上させます。  ②社内コンサルティング機能  DX推進の上流を担う専担者が事業本部や各部と連携し、案件提案などを行うことで、AI・BI等を活用したデジタル施策の推進を強力にサポートします。  ③AIインテリジェンス  海外の先進的なAI技術の開発企業や研究機関とのネットワークを構築し情報収集するほか、国内外の金融機関とユースケースなどの情報交換をすることで、AI活用を加速させます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①②③いずれも取締役会決議に基づき策定した内容に基づいて公表 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 1. 2023年度決算投資家説明会 プレゼンテーション資料   記載ページ：Pg.47   1. MUFG Report 2024（統合報告書）   掲載ページ：Pg.57 | | 記載内容抜粋 | 1. 国内リテール顧客基盤の更なる強化に向け、お客さまへのアプローチ体制を見直し。全社DX推進はデータ戦略と併せて本部が統括し、全社インフラとしての経営基盤の強化を進める 2. リテール・デジタル事業本部   リアル・リモート・デジタルのタッチポイントを通じて、LTV×顧客基盤を最大化   1. 法人・ウェルスマネジメント事業本部   事業法人、ウェルスマネジメントのお客さまに対する、有人でのソリューション提供力を強化   1. デジタル戦略統括部   デジタル基盤整備・施策支援、技術起点の事業機会創出を通じて、全社デジタル活用を加速   1. 領域ごとに必要な業務スキルや専門性を明確化して、最適な採用態勢や育成プログラムを構築することで、プロフェッショナル人材の拡充を加速していきます。また、全社的な観点からグローバルやデジタル等の成長領域の人材育成も推進していきます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | MUFG Report 2024（統合報告書）  記載ページ：Pg.17 | | 記載内容抜粋 | 中計の柱の一つである「企業変革の加速～会社がかわる」では、そのインフラ整備として、システム開発を支える人的基盤強化や新たに設立したデジタル戦略統括部による全社横断的なAI・データ基盤の強化施策を推進します。システム投資額としては前中計よりさらに積み増し8,000億円とし、うち30%超を戦略案件・基盤強化案件に投入するとともに、人的資本投資も強化していきます。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | MUFG Report 2024（統合報告書） | | 公表日 | 2024年　7月　30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ウェブサイト  公表場所：<https://www.mufg.jp/dam/ir/report/disclosure/pdf/ir2024_all_ja.pdf>  記載箇所：Pg.60 | | 記載内容抜粋 | 主要KPIとして①AI支援案件数300件超（累計）、②BI活用ユーザー数20,000人超を掲げました。  ①は、社内コンサルティング機能により、全社のAI・データ利活用案件を支援・推進し、業務効率化を図るとともに新たなビジネス機会の創出や競争力強化を進めます。②は、足元で約10,000人の社員がBIを業務で活用していますが、より多くの社員が日常的にBIを活用する状況をめざします。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　7月　30日 | | 発信方法 | MUFG Report 2024（統合報告書）  <https://www.mufg.jp/dam/ir/report/disclosure/pdf/ir2024_all_ja.pdf>  記載ページ：Pg.6-7 | | 発信内容 | ・デジタル化の進展は止まらず、特に生成AIがビジネスモデルに大きな変革をもたらすと予測される。2024年は「生成AI元年」として、MUFGもこの技術を迅速かつ確実に取り入れる必要がある。  ・生成AIは「思考のDX」を推進し、思考の一部をアウトソースすることで新たな価値や因果関係を生み出す。技術の進化により、生成AIはより早く、安く、正確になると期待される。最近の進展では、生成AIが演繹的思考も可能になり、数学の証明問題を解けるようになったことが示されている。これにより、AIは中身を理解する能力に近づいている。  ・AIを活用しないと生産性が低下し、競争優位性を失うリスクがあるため、AI-Nativeな人材が求められる時代が到来する。社内にインテリジェンスチームを設立し、AIの進化に対応するための深い思考力と本質を見抜く力が重要。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ・継続的取組として実施 | | 実施内容 | ・サイバーセキュリティ基本方針 お客さまの大切な資産を守ること、ならびに金融サービスを安全かつ安定的に稼働させることがMUFGの社会的責務。サイバー攻撃等に関するITリスクをMUFGのトップリスクの一つとして位置付け、経営主導によるサイバーセキュリティ対策を推進。  ・ガバナンス体制 国際的なガイドラインを参考にサイバーセキュリティの基準を整備し、戦略の策定や体制の構築、およびセキュリティ対策強化に向けた企画・推進。  ・サイバーセキュリティ経営宣言 年々、高度化・巧妙化するサイバー攻撃・犯罪への対応として、経営主導による管理態勢を強化するため、「サイバーセキュリティ経営宣言」を表明。  ・管理態勢 脅威に関する分析やセキュリティ対策を提供するMUFG-CSFC(MUFG Cyber Security Fusion Center)を立ち上げグループ・グローバルで脅威を監視・対策。  サイバーセキュリティ事案発生時にグループ全体を統括する組織としてMUFG-CERTを設置し、MUFGのグループ各社に設置したCSIRTと情報連携。事案発生時に備え、定期的に演習や訓練を実施。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。